

地域密着型介護老人福祉施設 竹の郷 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瀬戸福慈会が開設する指定地域密着型介護老人福祉施設 竹の郷（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法及び松山市条例に基づき、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながら入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとし、入居者一人一人の意思及び、人格を尊重していく。又、運営にあたって地域住民との連携、協力等により地域との交流を図っていくものとする。

施設は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めていく。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 竹の郷
- (2) 所在地 愛媛県松山市太山寺町1470番地

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 施設は、松山市条例に示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

(1)	施設長	1名
(2)	管理者	1名（施設長を兼務）
(3)	医師	1名（非常勤）
(4)	介護支援専門員	1名
(5)	生活相談員	1名
(6)	介護職員	14名以上
(7)	看護職員	2名以上
(8)	(管理) 栄養士	2名
(9)	機能訓練指導員	3名
(10)	調理員	5名
(11)	事務員	2名（基準外）

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 施設は、提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。また、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(職務内容)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1)	施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
(2)	管理者は、事業所の業務を統括する。
(3)	医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(4)	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更してお客様の満足度を確保する。
(5)	生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
(6)	介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
(7)	看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
(8)	管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(9)	機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
(10)	調理員は、給食業務に従事する
(11)	事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

- 2 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 3 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 4 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については、2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を、介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 入居、退居、居室、ユニット及び定員

(入居、退居)

- 第6条 施設は、入居予定者の入居に際しては、当該入居者に係わる居宅介護支援を行う者に対する照会等により、当該入居予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の入居者状況等の把握に努めなければならない。
- 2 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし当該入居者が、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員間で、定期的に協議して検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者及びその家族に希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助を行わなければならない。
 - 3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(居室、ユニット及び定員)

- 第7条 施設が提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する設備については【重要事項説明書】に記載するとおりとする。居室の選択については、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側と入居者の双方の合意を得るものとする。
- 2 施設のユニット数は、A、B、Cの3ユニットとする。
 - 3 施設の入居定員は、Aユニット9名、B、Cユニット各10名の計29名とする。
 - 4 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第5章 入居者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

- 第8条 施設は、入居者の処遇に関する計画について、入居者の心身の状況、その置かれ

ている環境、入居者及びその家族の希望等を勘案し、当該入居者の同意を得て、当該入居者の処遇に関する計画を作成しなければならない。又、入居者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

- 2 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを施設入居者又はその家族に対して面接の上説明し、文書により合意を得るものとする。

(サービスの提供)

第9条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、施設サービス計画に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、施設サービス計画を基本としてサービスを提供するものとする。

- 2 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(記録の整備)

第10条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスに関する次の各号に掲げる記録を整備し、サービスの完結した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

- 3 施設は、施設サービス計画に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

(入 浴)

第11条 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 2 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入居者に傷病及び伝染性疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと医師が判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第12条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

- 2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第13条 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

(食事の提供)

第14条 施設は、入居者の心身の状態に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 2 食事は、栄養及び入居者の身体の状態並びに嗜好を考慮したものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身に依りて可能な限り自立して食事をとることのできるよう、必要な時間を確保しなければならない。

- 4 食事の時間は、次の通りとする。

朝食	午前7時00分～午前9時00分
昼食	午後0時00分～午後2時00分
夕食	午後5時00分～午後7時00分

- 5 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。
- 6 栄養士が提供する食事以外で、入居者が個別に希望する嗜好によるものは、個人負担とする。
- 7 施設は、入居者が、相互に社会的関係を築くことが出来るよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(相談、援助)

第15条 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 施設は、入居者の処遇に関し、市町村から指導又は、助言を受けた時は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うように努めなければならない。

- 3 施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の指導又は、改善の対応内容を市町村に報告しなければならない。

(機能訓練)

第16条 入居者の心身の状況等に応じて、入居者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(社会生活上の適宜の供与等)

第17条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

- 2 1日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

午前6時ごろ	各入居者様の起床
7時～9時	朝食時間
10時	ご希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
午後0時～2時	昼食時間
2時	ご希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
3時	おやつ
5時～7時	夕食時間
9時	各入居者様の自由時間、就寝

(2) 年間行事計画(原則、ユニットごとの計画、実施とする)

4月	花見
5月	母の日交流、4・5月誕生会 防災訓練
6月	父の日交流
7月	七夕、6・7月誕生会
8月	夏祭り
9月	敬老式典、防災訓練、8・9月誕生会
10月	地方祭
11月	鍋の日、10・11月誕生会、インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会、柚子湯、インフルエンザ予防接種
1月	元旦式典、12・1月誕生会
2月	節分
3月	ひな祭り、2・3月誕生会

- 2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、依頼及び同意に基づき、施設が代わって行うものとする。

- 3 施設は、入居者の希望により、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(介護)

第18条 離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせ、施設サービス計画に沿って提供するものとする。

2 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

3 施設は、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行えるよう適切に支援しなければならない。

(リネン交換)

第19条 毎週1回午前中に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入居者の希望や身体の状態に合わせて、医師や機能訓練指導員との連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容サービス)

第20条 理美容師の訪問により、入居者の希望に合わせて、理美容店が定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第21条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第22条 個々の入居者の栄養状態に着目した栄養管理を医師、管理栄養士（または栄養士）、看護師、介護員等の多職種協働により行うものとする。

2 必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

(金銭等管理代行)

第23条 預り金等は、預り金規程に基づき、原則、預からないものとする。ただし、預かる場合は預り金規程に基づき施設が管理する。入居者の希望により、入居者自身の責任において少額の現金を所持することは、認めるものとする。

(入院期間中の対応)

第24条 施設は、入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにしなければならない。

- 2 施設は、入居予定者が、入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは、診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(緊急時の対応)

第25条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとし、必要な場合は配置医師の指示を仰ぐ。
- 3 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第26条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【重要事項説明書】に記載の利用料の1割又は2割、又は3割相当分と居室代、食事代、及び入居者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

- 2 施設の入居者は、月額利用料を翌月20日までに、現金、口座振込、自動口座振替の何れかの方法で、施設に対して支払うものとする。

第6章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第27条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第28条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

- 2 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 施設は、常に、入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(面 会)

第29条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第30条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第31条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1) 衛生知識の普及、伝達

(2) 年3回の施設設備のメンテナンス及び大掃除

(3) その他必要なこと

3 施設は、入居者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

(感染症対策)

第32条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直す。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催する。

(3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 施設は、事故の発生又はその再発防止のために、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第34条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 所定場所以外での喫煙をすること。

(5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第35条 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

2 施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ておくものとする。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第36条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の施設防災計画をたてると共に、事業所の見やすい場所に掲示し、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。

- 3 入居者は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 5 施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入居者が当該施設において当面の避難生活ができるよう、必要な食料、飲料水、医薬品その他の必要物資の備蓄に努めなければならない。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための委員会の設置と職員に対する研修の実施
 - (4) 事業所は、入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告するものとする。
- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該入居者を無視すること。

(身体的拘束等)

第38条 施設は、身体拘束等の指針を定めたうえで、入居者の身体的拘束は行わない。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「入居者の身体的拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

(褥瘡対策等)

第39条 施設は、入居者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第40条 施設の利用申込資格は、要介護認定にて要介護3以上と認定され、当施設への入居を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料等費用の負担ができる方及びその他法令により入居が可能な方とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第41条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者及びその家族に対し、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設設備)

第42条 施設設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用したりしてはならないものとする。

3 施設設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情対応)

第43条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、【重要事項説明書】に記載された通りである。

2 施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(介護サービス情報の公表)

第44条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人 瀬戸福慈会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(サービスの提供)

第45条 入居者へのサービスの提供は、入居者自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目的とし、入居者の有する能力に応じた施設サービス計画に基づき、入居者に必要な援助を行うものでなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことが出来るよう配慮して行わなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

(運営推進会議)

第46条 施設が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、町内会役員、民生委員、松山市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第9章 改正

(改正)

第47条 この規程を改正、廃止するときは社会福祉法人瀬戸福慈会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施 行)

この規程は平成２７年　６月２５日から施行する。

この規程は平成２８年１０月２０日から改正・施行する。

この規程は平成３０年４月　１日から改正・施行する。

この規程は令和元年１０月　１日から改正・施行する。

この規程は令和元年１０月１１日から改定・施行する。

この規程は令和３年４月１０日より改定・施行する。

この規程は令和４年１０月２４日より改定・施行する。